

米子市成年後見制度利用支援計画（案）についてご意見をお寄せください。

米子市では、「米子市成年後見制度利用支援計画」の策定に当たり、市民の皆さまからのご意見をお伺いします。

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、精神上の障がいによって判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人、保佐人、補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。

しかし、成年後見制度の利用状況を見ると、後見実務の大半が財産管理に偏っており、本人の意思の尊重と身上配慮の観点が軽視されていること、他類型と比べて後見類型が著しく多いこと、推定利用者に比べて実際の制度利用者が少ないことなどが指摘され、成年後見制度にメリットを感じないとの声もあります。

こうしたことから、権利擁護支援の必要な人が必要な支援につながる体制の整備や意思決定支援を重視した後見活動が必要と考えられます。

これらを踏まえて、意思決定支援の普及、成年後見制度の適切な利用促進を目指すため、本計画を策定します。

2 計画期間

5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）

3 意見の募集期間

令和 2 年 1 2 月 2 1 日（月）～令和 3 年 1 月 2 0 日（水）

4 意見を提出できる方

- ・市内に居住又は通勤もしくは通学している方
- ・市内に事務所などのある個人又は法人もしくはその他の団体の方

5 意見の提出方法

ご意見は別添様式「パブリック・コメント記入用紙」又は任意のものに必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送 〒683-0811 米子市錦町一丁目 139 番地 3

福祉保健部 福祉政策課 地域福祉推進室 宛

②ファクシミリ FAX 番号：0859-23-5460

③持参 福祉保健部 福祉政策課 地域福祉推進室（ふれあいの里 1 階）

④電子メール fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp

※電話、口頭での受付はしません。

※いただいたご意見に対して個別に回答はしませんが、米子市の考え方をまとめた上で、後日公表します。

※障がいのある方等で前述の方法による提出が困難な場合は、ご相談ください。

6 閲覧・入手方法

福祉政策課（ふれあいの里）、米子市役所総合案内、淀江支所（地域生活課）、市内各地区公民館、米子市ホームページ

7 お問い合わせ先

福祉保健部 福祉政策課 地域福祉推進室

電話：0859-23-5611